

【資料 1】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 6 年 5 月 14 日

【議題 1】

知事許可漁業に係る制限措置等の
公示について（諮問）

水 振 第 1 6 号
令和 6 年 5 月 14 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

1 中型まき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
中型まき網漁業 (1そうまき網漁業)	北薩及び西薩海域	1月1日から12月31日まで	総トン数5トン以上40トン未満	定めなし	2隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者
中型まき網漁業 (1そうまき網漁業)	鹿児島県沖合一円 ただし、奄美大島海域を除く	1月1日から12月31日まで	総トン数5トン以上40トン未満	定めなし	5隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者

許可の有効期間 令和6年8月1日から令和9年7月31日まで

申請すべき期間 令和6年6月3日（月）から同年6月28日（金）まで

2 小型まき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
蔵之元湾内小型まき網漁業 (1そうまき網漁業)	出水郡長島町高串崎と出水郡長島町平瀬を結ぶ線以東の蔵之元湾内の区域	1月1日から12月31日まで	総トン数5トン未満	定めなし	1隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者
小型まき網漁業 (1そうまき網漁業)	指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎を結ぶ線以北の鹿児島湾内	1月1日から12月31日まで	総トン数5トン未満	定めなし	2隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者
小型まき網漁業 (2そうまき網漁業)	指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎を結ぶ線以北の鹿児島湾内	1月1日から12月31日まで	総トン数5トン未満	定めなし	4隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者

許可の有効期間 令和6年8月1日から令和9年7月31日まで

申請すべき期間 令和6年6月3日（月）から同年6月28日（金）まで

3 刺し網（かじき流し網）漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
かじき流し網漁業	操業区域（別表の操業区域をいう。以下同じ）の1	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	3隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の2	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	29隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の3	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	14隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の4	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	5隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の5	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	6隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の6	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	1隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の7	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	10隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の8	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	3隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
かじき流し網漁業	操業区域の9	7月1日から11月30日まで	10トン未満	定めなし	2隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者

番号	操業区域
1	阿久根市，薩摩川内市（平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る），いちき串木野市（平成17年10月10日現在における串木野市の区域に限る）沖合海域
2	甌島周辺海域
3	薩摩川内市（平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る），いちき串木野市（平成17年10月10日現在における串木野市の区域に限る），日置市，南さつま市（平成17年11月6日現在における金峰町の区域に限る）沖合海域
4	いちき串木野市，日置市，南さつま市（平成17年11月7日現在における加世田市及び金峰町の区域に限る）沖合海域
5	南さつま市（平成17年11月7日現在における笠沙町の区域に限る）沖合海域
6	枕崎市沖合海域
7	指宿市長崎鼻と肝属群南大隅町立目崎を結ぶ線以北の鹿児島湾内
8	指宿市長崎鼻と肝属群南大隅町立目崎を結ぶ線以北の鹿児島湾内及び鹿児島県漁協（旧佐多漁協に限る）共同漁業権区域
9	肝属郡肝付町と同郡南大隅町との境界の基点標識から真方位150度の沖合線以北の鹿児島県海域。ただし，同郡肝付町火崎と宮崎県串間市都井岬を結んだ線と陸岸に囲まれた区域（志布志湾）を除く。

許可の有効期間 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

申請すべき期間 令和6年5月20日（月）から同年6月7日（金）まで

4 かが漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
ばいかご漁業	江口漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	1隻	鹿児島県内に住所を有する者

許可の有効期間 許可日から令和9年3月31日まで

申請すべき期間 令和6年5月20日（月）から同年6月19日（水）まで

5 あさひがにかかり網漁業

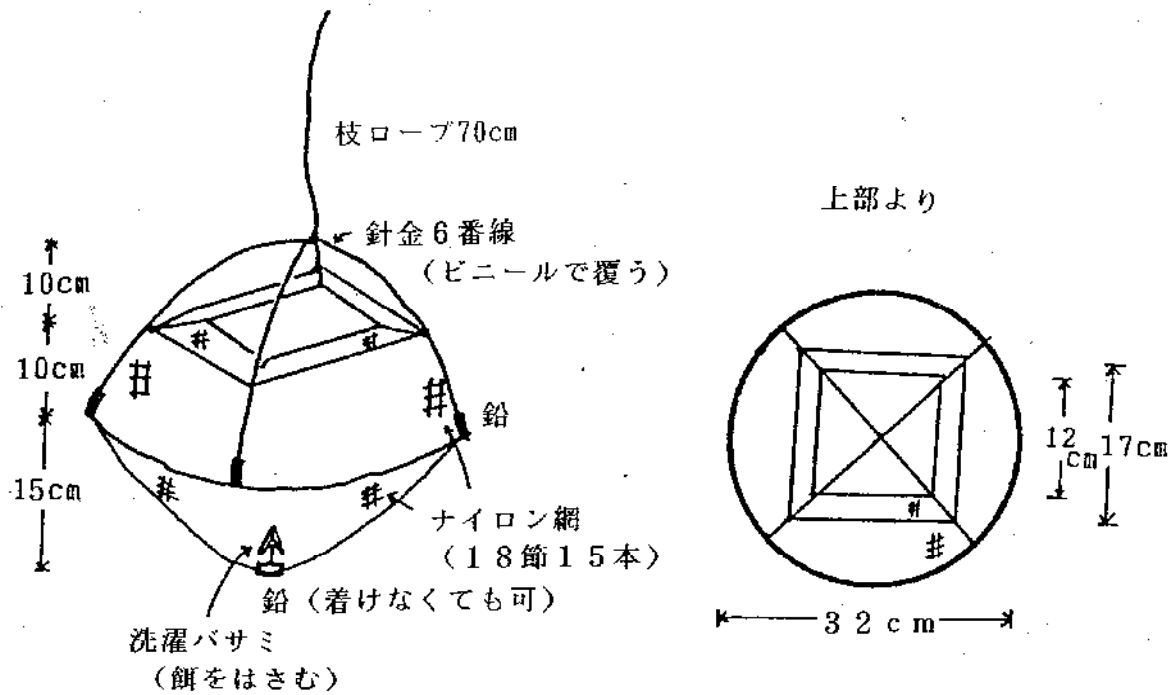
漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
あさひがにかかり網漁業	内之浦漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域	9月1日から4月30日まで	10トン以下	定めなし	5隻	鹿児島県内に住所を有する者

許可の有効期間 許可日から令和8年8月31日まで

申請すべき期間 令和6年5月20日（月）から同年6月19日（水）まで

(3) ばいかご漁業（加世田市漁協）

漁 具



漁 法

餌をつけて朝投入し、翌朝あげるが、漁獲物を収容したら装餌して再び投入しておく。

1連に4ヒロ間隔で40個のかごを装着し、6~8連(240~320かご)使用する。

- ・使用漁船 4トン前後 180ps前後
- ・乗組員 1人

漁 期

周年(盛漁期 1~4月)

漁獲物

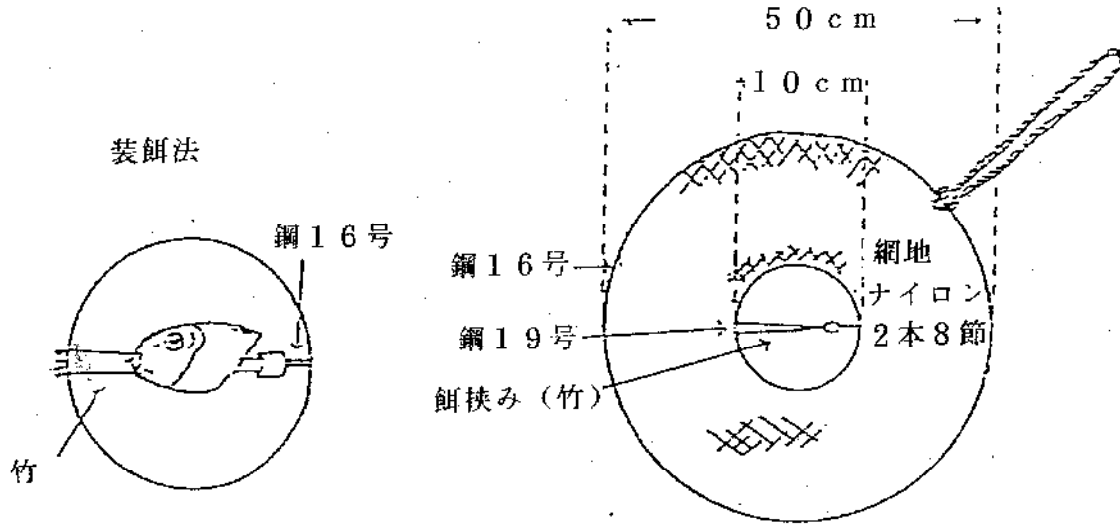
バイ、ミクリガイ

漁 場

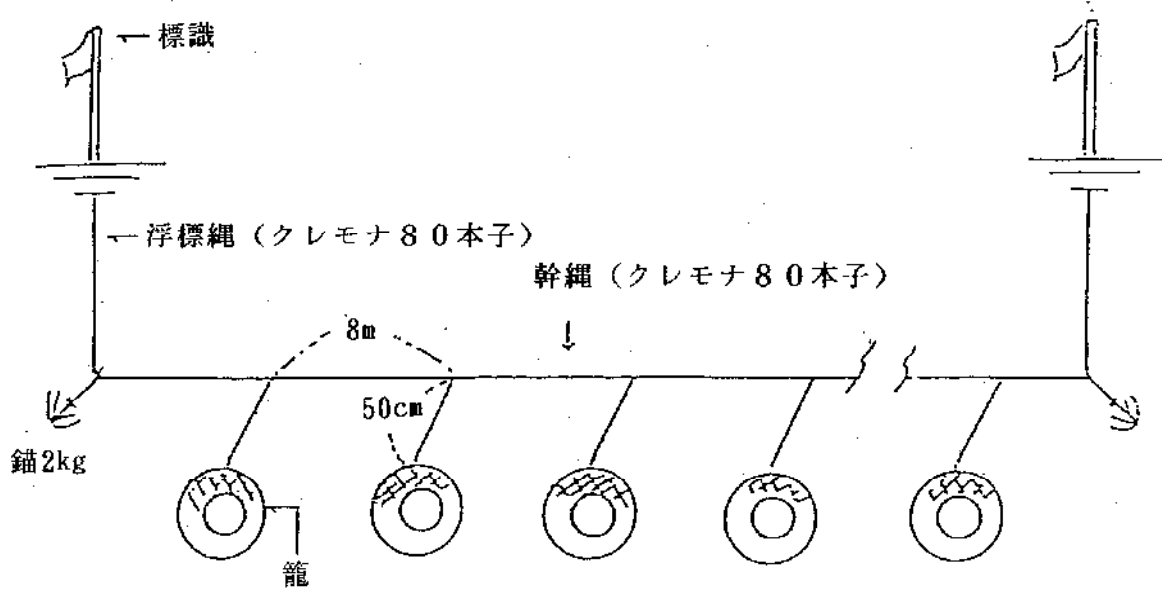
水深3~20mの砂地(6m前後が最良)

第10 あさひがにかかり網漁業

漁具



漁法



籠数 240個（1連90個として6連仕立て）
 餌料 マイワシ、サバ切身
 操業方法 夜明けから操業を始め、場所を変えながら1日4回程度操業する。

漁期	委員会指示		
	鹿児島	熊毛	奄美
殻長	8cm以下	同左	同左
禁止期間	5/1~8/31	5/1~9/30	5/1~7/31

漁獲物 アサヒガニ

漁場 水深30~40mの砂地

知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について

1 知事許可漁業の制限措置等について

(1) 許可等の手続き

- ・令和2年12月に施行された改正後の漁業法により，知事許可漁業の新規許可又は許可の更新にあたっては，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて当該知事許可漁業を営む者の数やその操業実態等を勘案して制限措置を定め，制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示することとなった。
- ・今回，新規の許可又は許可の更新を行いたいので，制限措置及び申請すべき期間を定めることとし，海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

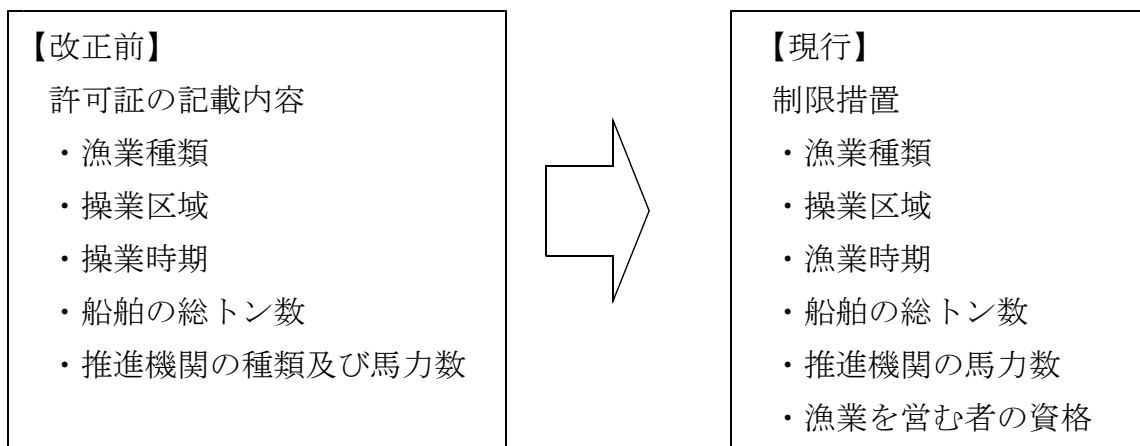
(2) 新規の許可又は許可の更新を行う漁業種類

中型まき網漁業，小型まき網漁業，刺し網（かじき流し網）漁業，かご（ばいかご）漁業，あさひがにかかり網漁業

2 許可の基準について

- ・新規の許可又は許可の更新にあたり制限措置を公示した後，公示した船舶等の数を超える申請があった場合は，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で，許可の基準（許可受予定者の優先順位）を定め，これに従って許可等をする者を定めることになっている。
- ・このため，今回，許可の更新を行う漁業について許可の基準を定めることとし，海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

(参考) 許可内容（従前）と制限措置について



(参考) 漁業法 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第42条 農林水産大臣は、許可(第39条第1項及び第45条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第45条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 (略)

3 農林水産大臣は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 (略)

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第1項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

漁業調整規則 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものを用いる。以下同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 (略)

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って 許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。